

運用委員の取材等の対応方針

第94回運用委員会

平成27年5月21日

資料2

基本的な考え方

- 行動規範(7条3項: 自己の対外的な活動(出版、講演、取材対応、ソーシャルメディアの利用等)がGPIFの信用に影響を与えることを常に認識して行動する)に基づき対応することを基本とする。
- とりわけ、非公表の事項の開示にならないか、GPIFの投資方針と誤解されないか、等に留意する。
- 具体的には、広報の一元化を目的として制定された役職員の取材等対応規程に準じた対応を取る。

取材対応

- GPIFに関する取材申込みを受けたときは、GPIFの広報(企画部)に対応を依頼し、広報が取材に応じるか決定する(原則、取材はGPIF広報が対応する)。
- GPIFの広報の判断により運用委員が取材に対応するときは、GPIFの広報が立ち会う。

外部講演対応

- 会議、講演等(寄稿・出版を含む。)でGPIFに関する発言(年金制度等に関するものを除く)をする可能性があるときは、あらかじめGPIFの広報に連絡する。
- 広報は必要な対応(講演への立会い、資料のチェックなど)を行う。広報の立会いがなかった場合は結果を広報に連絡する。

※ 運用委員会規則を改正し、GPIFが制定した役職員の取材等対応規程を準用する旨を規定する。